

令和3年9月30日開催

令和3年度  
燕市農業委員会第7回総会議事録

燕市農業委員会

## 燕市農業委員会第7回総会 議事録

1. 開催日時 令和3年9月30日(金曜日)  
午前9時30分～午前10時09分

2. 開催場所 燕市役所 1F つばめホール

3. 出席委員(24名)

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 山浦 博   | 11番 澁木 誠治 | 21番 片桐 正敏 |
| 2番 本田 繁   | 12番 山田 直子 | 22番 荻原 一郎 |
| 3番 三浦 哲郎  | 13番 江口 保  | 23番 山崎登美雄 |
| 4番 土田 喜七  | 14番 渡邊美代子 | 24番 小川 芳秀 |
| 5番 山上 忠   | 16番 金山 吉夫 | 25番 和田 正春 |
| 6番 澤口 隆行  | 17番 瀬戸 一義 | 26番 笹川 勇雄 |
| 7番 笠原 久幸  | 18番 五十嵐博子 |           |
| 8番 藤田 浩介  | 19番 明田栄以知 |           |
| 9番 遠藤 忠夫  |           |           |
| 10番 長谷川治仁 |           |           |

4. 欠席委員(2名)

欠席 2名 15番 江辺耕一、20番 阿部恵作  
欠員 0名

5. 会議日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員の選任
- (3) 会長報告

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第15号 農地転用事実確認願について

報告第16号 農地の転用事実に関する照会について

(4) 議事

- 議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 35 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 36 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 37 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第 38 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 小池和恵 次長 加藤幸夫 副参事 広瀬美佳子

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

5 番 山上 忠 6 番 澤口隆行

9. 会議の概要

以下のとおり

|     |   |
|-----|---|
| 議 長 | <p>本日の総会の欠席委員は、議席番号 15 番 江辺耕一委員、20 番 阿部 恵作委員より欠席の連絡がありましたので、報告致します。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願い致します。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>   |
| 議 長 | <p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は 24 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>  |
| 議 長 | <p>只今より、燕市農業委員会第 7 回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程 2 の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p>   |
|     | <p>(異議なしの声)</p>   |
| 議 長 | <p>それでは、議長として次の 2 名を指名致します。</p> <p>議席番号 5  山上忠  委員及び</p> <p>議席番号 6  澤口隆行 委員をお願い致します。</p>  |
| 議 長 | <p>次に、日程 3 の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第 14 号から第 16 号を事務局に一括して報告を求めます。</p>   |
| 事務局 | <p>会長報告第 14 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）」の報告であります。</p> <p>受付番号 34 番  又新字江端の田、1 筆、面積 409 ㎡、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 35 番  又新字野ノ下の田、1 筆、面積 12 ㎡、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 36 番  杣木字中道下の田、1 筆、面積 333 ㎡、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 37 番  杣木字中道下の田、1 筆、面積 528 ㎡、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 38 番  杣木字中道下の田、1 筆、面積 515 ㎡、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 39 番  東太田字上枯木の田、1 筆、面積 181 ㎡、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 40 番  東太田字上枯木の田、1 筆、面積 132 ㎡、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p> |

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>受付番号 41 番 東太田字上枯木の田、1 筆、面積 145 m<sup>2</sup>、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 42 番 吉田法花堂字苗代割の田、1 筆、面積 27 m<sup>2</sup>、5 条転用に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 43 番 吉田法花堂字大開の田、4 筆、面積 9,010 m<sup>2</sup>、3 条申請に伴う利用権の解約であります。</p> <p>次に、農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号 44 番 三法淵字下谷地の田、2 筆、面積 6,024 m<sup>2</sup>、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 45 番 吉田浜首町の田、8 筆、面積 6,729 m<sup>2</sup>、5 条転用に伴う利用権の解約であります。</p> |
| 事務局 | <p>次に、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号 46 番 又新字百歩の田、16 筆、面積 17,669 m<sup>2</sup>、3 条申請に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 47 番 吉田西太田字土手内の田、1 筆、面積 3,000 m<sup>2</sup>、基盤法売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 48 番 溝古新字切替の田、2 筆、面積 154 m<sup>2</sup>、地権者耕作に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 49 番 熊森字八幡田の田、1 筆、面積 426 m<sup>2</sup>、5 条転用に伴う利用権の解約であります。</p>  |
| 事務局 | <p>続きまして、会長報告第 15 号、「農地転用事実確認願について」であります。</p> <p>受付番号 4 番 花見字居掛下の田、1 筆、面積 155 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第 4 号、令和 3 年 9 月 10 日であります。</p> <p>次に、会長報告第 16 号、「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号 3 番 杉柳字杉柳の畑、1 筆、面積 85 m<sup>2</sup>、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無とその内容は、無し、農用地区域外であります。</p> <p>説明は以上です。</p>   |
| 議長  | <p>事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>(質問なし)</p>  |

|       |   |
|-------|---|
| 議 長   | ご質問が無いようですので、日程4の議事に入ります。   |
| 議 長   | 次に、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。  |
| 事務局   | <p>議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号18番 又新字<sup>おさわり</sup>箴割の田、2筆、面積458㎡、契約内容は売買、10㎡当たり〇円、位置図は、議案資料1頁をご覧ください。</p> <p>受付番号19番 吉田法花堂字大開の田、4筆、面積9,010㎡、契約内容は売買、10㎡当たり〇円、位置図は、同じく議案資料1頁をご覧ください。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議 長   | 事務局の説明が終わりました。本件については、去る9月22日、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。  |
| 土田委員長 | 9月22日、午前9時30分より、市役所301会議室で、第2事前審査委員会、委員13名全員で審査の結果、農地法第3条許可申請2件、異議がなかった事を報告致します。  |
| 議 長   | <p>只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>   |
| 議 長   | <p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>  |
| 議 長   | 異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。  |
| 議 長   | 議案第35号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。   |
| 事務局   | <p>議案第35号「農地法第4条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号4番 八王寺字屋敷付の畑、1筆、面積85㎡、転用目的は、物置、完工済みであります。位置図・土地利用計画図は、議案資料2～3頁をご覧ください。</p>   |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>申請者の敷地内の倉庫が老朽化したため建て直したところ、以前から倉庫の一部が畑にかかっていたことを確認したため、改めて申請するものであります。</p> <p>併せて、始末書が提出されており、事前審査会で読み上げさせていただいたものであります。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内で宅地に囲まれた農地であることから、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号5番 砂子塚字屋敷廻の畑、1筆、面積38㎡、転用目的は、公衆用道路、令和3年10月24日、完工予定であります。位置図・土地利用計画図は、議案資料4～5頁をご覧ください。</p> <p>5条転用を計画する地権者が、既存の燕市道が狭いため、分筆し燕市に寄付採納するものであります。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内で、宅地に点在する農地であることから、営農に影響はなく、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議 長   | <p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>   |
| 土田委員長 | <p>審査会では、事務局が番号5番の案件について、始末書を読み上げ、これを確認しました。審査の結果、農地法第4条許可申請2件、異議がなかった事を報告致します。</p>   |
| 議 長   | <p>只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>   |
| 議 長   | <p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>  |
| 議 長   | <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>   |
| 議 長   | <p>次に、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>   |
| 事務局   | <p>議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p>   |

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>受付番号 34 番 米納津字十二田の田、1 筆、面積 1,222 m<sup>2</sup>、転用目的は倉庫、契約内容は売買、令和 4 年 7 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 6～7 頁をご覧ください。</p> <p>金型を保管する倉庫が遠いことから、工場に隣接する農地を取得し、新たに倉庫を建築するものであります。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内で三方を宅地に囲まれている農地であることから、営農に影響は無く、第 3 種農地であると判断される場所とあります。</p> <p>受付番号 35 番 杣木字居掛の田畑、2 筆、面積 235 m<sup>2</sup>、転用目的は駐車場 (13 台)、契約内容は売買、令和 3 年 11 月 19 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 8～9 頁をご覧ください。経営する金型工場に駐車場が無いため、隣接する農地を従業員の駐車場として転用するものであります。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される場所とあります。</p> <p>受付番号 36 番 佐渡山字川中の田、1 筆、面積 832 m<sup>2</sup>、転用目的は仮設事務所、契約内容は賃貸借、令和 4 年 3 月 15 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 10～11 頁をご覧ください。</p> <p>圃場整備に伴う暗渠工事を行うため、資材置場及び事務所を設置するものであります。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内で、宅地に点在する農地であることから、営農に影響は無く、第 3 種農地であると判断される場所とあります。</p> <p>受付番号 37 番 桜町字小屋場の田、1 筆、面積 413 m<sup>2</sup>、転用目的は駐車場 (12 台)、契約内容は売買、令和 3 年 12 月 15 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 12～13 頁をご覧ください。社員及び来客用の駐車場が不足している為、露天駐車場を造成するものであります。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される場所とあります。</p> <p>受付番号 38 番 砂子塚字屋敷廻の畑、1 筆、面積 53 m<sup>2</sup>、転用目的は</p> |
|-----|--|



|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>自宅敷地の拡張、契約内容は贈与、令和3年10月24日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料14～15頁をご覧ください。宅地の造成に伴う残地の贈与を受け、敷地を拡張するものであります。</p> <p>申請地は、農振白地の宅地に囲まれた農地で、周囲の営農に影響も無いと判断されることから、第3種農地であると判断される場所です。</p> <p>受付番号39番 砂子塚字屋敷廻の畑、1筆、面積257㎡、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和4年3月20日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料16～17頁をご覧ください。親と同居する住宅が手狭になったため、新たに住宅を建築するものであります。</p> <p>申請地は、農振白地の宅地に囲まれた農地で、周囲の営農に影響も無いと判断されることから、第3種農地であると判断される場所です。</p> <p>受付番号40番 佐渡字寄合割の田、1筆、面積280㎡、転用目的は駐車場(8台)、契約内容は売買、令和4年6月30日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料18～19頁をご覧ください。社員及び来客用の駐車場が不足している為、露天駐車場を造成するものであります。</p> <p>申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所です。</p> <p>受付番号41番 水道町四丁目の田、4筆、面積3,682㎡、転用目的は宅地分譲(17区画)、契約内容は売買、令和4年4月30日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料20～21頁をご覧ください。業務の拡大を図るため、宅地分譲地の造成をおこなうものであります。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所です。</p> <p>受付番号42番 吉田浜首町の田、8筆、面積6,729㎡、転用目的は宅地分譲(32区画)、契約内容は売買、令和4年4月30日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料22～23頁をご覧ください。業務の拡大を図るため、宅地分譲地の造成をおこなうものであります。</p> |
|-----|--|

|       |  |
|-------|--|
| 事務局   | <p>申請地は、第一種低層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所です。</p> <p>受付番号43番 吉田法花堂字苗代割の田、2筆、面積451㎡、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和4年5月31日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料24～25頁をご覧ください。親と同居している住宅が手狭になったため、新たに住宅を建築するものであります。</p> <p>申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所です。</p> <p>受付番号44番 笈ヶ島字元屋敷の畑、1筆、面積298㎡、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和4年2月28日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料26～27頁をご覧ください。親と同居している住宅が手狭になったため、新たに住宅を建築するものであります。</p> <p>申請地は、農振白地の宅地に囲まれた農地で、周囲の営農に影響も無いと判断されることから、第3種農地であると判断される場所です。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議長    | 事務局の説明が終わりました。本件についても、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。   |
| 土田委員長 | <p>今回3,000㎡以上の転用申請が2件ありました。本来であれば、事前審査委員会で現地確認をおこなうところですが、コロナ禍で県内に警報が発令されていたことから、9月16日の事前協議会に集まった会長と正・副委員長、事務局の4名で現地を確認し、事前審査会で報告をしております。</p> <p>審査の結果、農地法第5条の規定による許可申請11件、異議がなかった事を報告致します。</p>  |
| 議長    | <p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>   |
| 議長    | 無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、ご異議ありませんか。   |

|            |  |
|------------|--|
| 議 長        | <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>  |
| 議 長        | <p>なお、只今異議なしとした農地法第 5 条の許可について、3,000 m<sup>2</sup>を超える案件については、許可相当として県常設審議委員会への諮問のあと、許可と致します。</p>  |
| 議 長<br>事務局 | <p>次に議案第 37 号「農用地利用集積計画 (案) の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第 37 号「農用地利用集積計画 (案) の決定について」であります。</p> <p>それでは、利用権設定になります。</p> <p>受付番号 7 番 下児木字上野の樹園地、5 筆、3,042 m<sup>2</sup>、10 年の再設定になります。対価は現物であります。</p> <p>説明は以上です。</p>                              |
| 議 長        | <p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>   |
| 土田委員長      | <p>審査の結果、農用地利用集積計画 1 件、異議がなかった事を報告します。</p>   |
| 議 長        | <p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>   |
| 議 長        | <p>(質疑なし)</p>  |
| 議 長        | <p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、決定とする事で、ご異議ありませんか。</p>   |
| 議 長        | <p>(異議なしの声)</p>  |
| 議 長        | <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定とする事に決しました。</p>  |
| 議 長<br>事務局 | <p>次に議案第 38 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画 (案) の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p> <p>議案第 38 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画 (案) の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」であります。</p> <p>議案の <u>15 頁</u>をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p> |

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>はじめに、10年の農用地利用集積計画であります。</p> <p>受付番号 99 番 又新字焼野の田他、計 16 筆、面積 9,189 m<sup>2</sup>、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 13 年 11 月 30 日までの 10 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p> <p>続いて、5年の集積計画であります。<u>21 頁</u>をご覧ください。</p> <p>受付番号 107 番 米納津字原の田他、計 8 筆、面積 8,198 m<sup>2</sup>、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 8 年 11 月 30 日までの 5 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p> <p>次に、配分計画であります。議案の <u>22 頁</u>をご覧ください。</p> <p>受付番号 59 番 又新字焼野の田他、計 172 筆、面積 104,509.91 m<sup>2</sup>、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和 13 年 11 月 30 日までの 10 年であります。</p> <p>次に、5年の配分計画であります。議案の 28 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 60 番 米納津字原の田他、計 8 筆、面積 8,198 m<sup>2</sup>、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 5 年であります。</p> <p>次に、配分計画の移転であります。議案の <u>29 頁</u>をご覧ください。</p> <p>受付番号 3 番 又新字関上の田他、計 20 筆、面積 13,873 m<sup>2</sup>、配分の移転を受ける者の設定期間は、令和 13 年 11 月 30 日までの 10 年であります。</p> <p>この移転は、令和 3 年 6 月から 11 年の配分を受けていたものですが、新たに農業法人を立ち上げたことから、法人に利用権の移転を行い、その残期間は 10 年となるものであります。</p> <p>なお、関係委員の案件はありませんでした。</p> |
| 事務局 | <p>また、今回の申請で新たな農地所有適格法人が利用権の設定を受けることになるため、要件確認資料を添付しましたので、議案 30 頁の議案第 38 号関係資料をご覧ください。</p> <p>新年度ごとに、最初の申請があった農地所有適格法人について、説明をさせていただいております。</p> <p>今回の利用権の申請農事組合法人「株一心ファーム」は、(1) から (4) までの農地所有適格法人の全ての要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>   |

|       |  |
|-------|--|
| 議 長   | 事務局の説明が終わりました。本件についても、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。  |
| 土田委員長 | 審査の結果、集積計画9件、異議がなかった事、また、配分計画2件、配分計画の移転1件、意見は特になかった事を報告します。  |
| 議 長   | 只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。  |
| 議 長   | <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p> <p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画は原案どおり決定する事、また農用地利用配分計画、及び配分計画の移転については、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> |
| 議 長   | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件については委員長報告のとおり、農用地利用集積計画については原案どおり決定する事、また、農用地利用配分計画については、意見は「特になし」とする事に決しました。</p> <p>なお、議案第37号及び議案38号の案件につきましては、10月5日の告示により効力が発生する事になります。</p>                                      |
| 議 長   | <p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕市農業委員会第7回総会を閉会致します。</p> <p style="text-align: center;">(終了時刻 午前10時09分)</p>   |

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年9月30日

総会議長 和田 止春

---

議事録署名委員 山上 忠

---

議事録署名委員 澤口 隆行

---